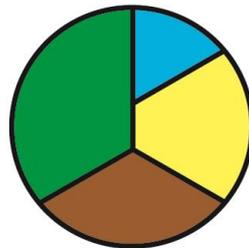


メイド・イン上越 認証品・登録品（特産品）
募集要領

～平成 30 年度募集分～



made in
JOETSU

申請受付期間

平成 30 年 4 月 2 日（月）～平成 30 年 6 月 1 日（金）[必着]

※ 当認証制度については、メイド・イン上越認証事業実施要綱に定めるもののほかは、本要領によります。



メイド・イン上越 認証品・登録品（特産品）募集要領

1. 目的

市内の中小企業者等が開発・改良及び製造した商品のうち優れた商品を「メイド・イン上越」として認証するほか、上越ならではの特色ある産品を「地域の継承品」として指定し、商品の情報発信や販売促進、関係事業者間の連携強化等を推進するものです。

2. 申請対象者

市税に滞納がなく、今後、自社において積極的に販売促進を図る熱意のある次のいずれかに該当する人及び団体等

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者のうち、市内に事業所を有する中小企業者
- (2) 主として前号の中小企業者により組織される団体
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体のうち、市内に事業所を有する事業協同組合、企業組合及び協業組合
- (4) (1)～(3)に該当しない人及び団体のうち、市内に本社及び次条第2号に定める商品の製造工場を有する人及び団体
- (5) その他(1)～(4)に掲げる人及び団体に類するものとして市長が特に認める人及び団体

3. 申請対象商品（認証3枠、登録1枠）

上記、申請対象者が開発し、及び製造する特産品のうち、次に掲げる認証の区分に応じる商品とする。

【認証品】

認証品の申請区分(3区分)	対象内容
新商品・改良商品 枠	新たに開発した商品又は製造方法、原材料、内容量等について新たに改良を加えた商品
老舗の味・技 枠	新たな市場の開拓を目指す「老舗」の売れ筋商品 ※「老舗」とは、昭和20年8月15日以前に創業した中小企業者等をいう
既存商品 枠	新たな市場の開拓を目指す上記「新商品・改良商品」、「老舗の味・技」以外の売れ筋商品

【「地域の継承品」】

メイド・イン上越では、認証品の他に、上越市で古くから複数の事業者が製造し、継承されている産品群を指定し、「地域の継承品」として、該当する商品を広くアピールしています。登録すると地域の継承品の製造者として紹介いたします。

[指定産品] 7品目

地酒（清酒、ワイン、どぶろく）、浮き糰味噌、栗飴、翁飴、笹団子、たらこ糰漬、バテンレース

（地域の継承品の注意事項）認証ロゴマークを使用した販売促進はできません。「メイド・イン上越地域の継承品」と表示して販売することが可能となります。

地域の継承品は、審査委員会での手続きを経て、指定・登録になります。

(2)対象の制限

次のいずれかに該当する場合は申請することができません。

- ①公序良俗に反すること。
- ②特定の政治活動、宗教に関連するもの。
- ③他の権利（特許権、商標権等）を侵害するもの。
- ④必要な法令の許認可を受けていないもの。

4. 認証について

(1) 審査・基準

- ・上越ものづくり振興センター職員が事前に申請書類の審査やヒアリングをした上で、主に次の①～④の観点からメイド・イン上越認証等審査委員会で総合的な審査を行ない、認証の採否を決定します。

- ①新規性・オリジナル性（独自の発想や技術に基づき生産された商品であること等）
※老舗の味・技粋と既存商品粋については、新規性は問わず、オリジナル性（独自性）での評価となります。
- ②信頼性（品質管理体制、経営基盤の状況等）
- ③市場性（マーケットへの訴求力、競争優位性、販売価格の適正性）
- ④地域性（上越らしさ…伝統・風土・素材・製法等、ストーリー性）

- ・審査委員会では、以下の審査スケジュールを予定としています。

<審査委員会スケジュール（予定）>

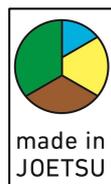
- ① 申請者による申請商品のプレゼンテーション
※食品の場合は、試食を行いますので、試食品をご用意いただきます。
※パッケージの形状やデザイン、商品単体の形状やデザインや一括表示等を
確認しますので、商品についてもご用意いただきます。
- ② 審査委員との質疑応答
- ③ 総合審査

※なお、申請に必要となる経費及び試食に係る経費は申請者の負担とします。

※審査委員会の委員は、ネクスコやJRなどの商品セレクトに関わる担当者やバイヤー、特産品開発を通じた地域活性化の専門家です。

(2) 認証品に関する主な支援内容

- ・「メイド・イン上越 認証品」の認証書を交付します。
- ・「メイド・イン上越 認証品」の認証ロゴマークの使用ができます。



認証ロゴマーク

（カラー ver.）



（白 ver.）



（白抜き ver.）

- ・上越市見本市等出展事業補助金制度の「新市場開拓粋」により、販路開拓、販売

促進を支援します。

※「見本市等出展事業補助金制度（新市場開拓枠）」について

認証を受けた商品の販路開拓のために出展する見本市等の会場借上料と小間料の一部を補助します。その補助率は一般枠に比べ有利になっています。

- ・補助率…2/3 以内（一般枠は 1 回目：2/3、2 回目：1/2、3 回目：1/3）
- ・補助限度額…20 万円
- ・補助金の交付…3 回まで利用可能
- ・上越市 I T 活用販売促進事業補助金等により、インターネットを活用した商品の販路開拓、販売促進を支援します。
※メイド・イン上越認証事業者のみが活用できる有利な補助区分があります。
- ・ホームページ、パンフレット等を通じた P R、情報発信を行います。
- ・市が市内 4 か所に設置する常設販売コーナーで販売することができます。
- ・その他、認証の期間に実施する施策に合わせ支援を行う予定です。

(3) 認証の期間

- ・認証の有効期間は、認証を受けた日から 3 年を経過する日の属する年度の末日まで（今回の認証の場合は、平成 33 年度末まで）
- ・認証の更新は可能です。ただし、更新審査を行います。

5. 「地域の継承品」の登録について

(1) 審査・基準

審査委員会での手続きを経て、指定・登録になります。（登録にあたっての審査委員会でのプレゼンテーション、試食、採点審査は行いません）。

(2) 登録品に関する主な支援内容

- ・登録品は、「メイド・イン上越 地域の継承品」と表示して P R できます。
- ・ホームページ、パンフレット等を通じた P R、情報発信を行います。
- ・その他、市の施策に合わせ支援を行う予定です。

※登録品は、認証マークは使用できません。

(3) 登録の期間

期限はありません。

6. 申請・届出の方法について

認証の申請又は登録の届出は、次により行ってください。

なお、認証の申請に当たっては、書類を提出する前に、必ず上越ものづくり振興センターにご相談ください。

(1) 書類の提出期限

以下の書類（各 1 部）を作成し、平成 30 年 6 月 1 日（金）までに上越ものづくり振興センターの担当窓口へ郵送または持参してください。書類の様式は、上越市ホームページからダウンロードできます。

(2) 提出書類

ア. 認証（「新商品・改良商品枠」「既存商品枠」「老舗の味・技枠」）へ申請の方は、次の書類を1部提出してください。

①第1号様式・・・メイド・イン上越認証・更新申請書

(添付資料)

- ・直近2期分の決算書の写し
- ・納税状況の確認に係る承諾書
- ・食品衛生監視票（食品衛生法及び新潟県食品衛生条例に基づく営業許可が必要とされている業種のみ）※食品のみ
- ・新潟県食品の指導基準に設定されている一般細菌数その他の汚染指標菌及びサルモネラその他の食中毒菌の項目別の検査結果※食品のみ
- ・その他必要と認める書類として商品のカタログ

②第3号様式・・・事業計画書（特産品）

イ. 登録（地域の継承品）へ届出の方は、次の書類を1部提出してください。

①第11号様式・・・メイド・イン上越（地域の継承品）登録届出書

(添付資料)

- ・納税状況の確認に係る承諾書
- ・食品衛生監視票（食品衛生法及び新潟県食品衛生条例に基づく営業許可が必要とされている業種のみ）※食品のみ
- ・その他必要と認める書類として商品のカタログ

②第12号様式・・・事業計画書（特産品（地域の継承品））

(3) 留意事項

- ・書類は、原則として返却しません。
- ・書類の内容について、必要に応じて確認の聞き取りを行います。
- ・市が提示する募集要項等の著作権は市に帰属し、企業等が提出する書類の著作権は企業等に帰属します。なお、結果等を公表する場合、市は応募書類の全部又は一部を使用できるものとします。

7. 【重要】認証者及び登録者の義務

認証となった際には、市が認証した商品であることを認識し、次に掲げる事項について適切な実施に努めてください。

- ・消費者及び流通関係者に対し積極的な情報の発信に努めること。
- ・計画的な生産、販売及び円滑な流通体制の整備に努めること。
- ・品質を維持するため、生産、製造、流通及び販売における管理方法を徹底すること。
- ・「メイド・イン上越」の効果的な情報発信に向けて、他の認証事業者と連携し、協力すること。
- ・年に1度、メイド・イン上越認証品の実績報告書を提出してください。
- ・認証品及び登録品に変更を加える場合は、市へ報告してください。

- ・その他、認証品及び登録品に関する市の事業（イベント出展、各種調査等）に対して協力してください。

8. スケジュール ※スケジュールは、申請状況等により変更する場合があります。

- ・申請、届出の締切・・・平成30年6月1日（金）
- ・審査委員会・・・平成30年7月上旬を予定しています。
- ・認証、登録・・・平成30年7月下旬を予定しています。
- ・実績報告の提出・・・平成31年5月

◇◆提出先・問合せ先◆◇

上越市産業観光部 上越ものづくり振興センター

〒943-0821 上越市土橋 1914-3 上越市市民プラザ 2階

TEL 025-522-2666 / FAX 025-522-2678

Mail monodukuri@city.joetsu.lg.jp